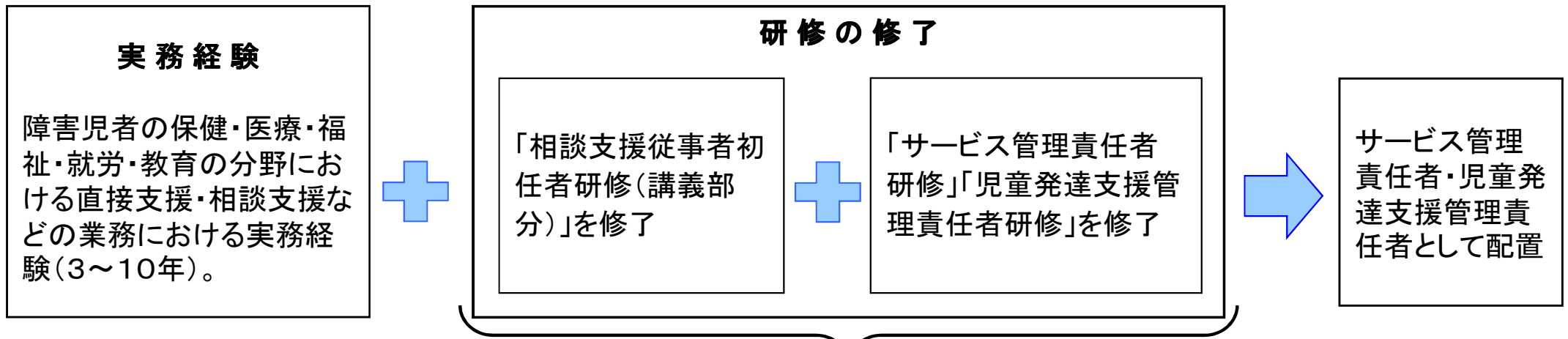


### **3. サービス管理責任者について**

# (1) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



<研修の修了にかかる経過措置等について> ※ 下線部は平成27年度3月末に改正

## ○ サービス管理責任者

- ・ サービス管理責任者については、事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。
- ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。
- ・ 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。

・ 平成27年3月31日までとなっている「平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置」を廃止。

・ 指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置は、平成30年3月31日までで廃止。

## ○ 児童発達支援管理責任者

・ 平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設定。

※ 平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。

・ やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設定。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲		サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	
		業務内容	実務経験年数
障害者の分野における医療、福祉、就労、	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		特例子会社及び障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

# 都道府県等におけるサービス管理責任者研修 (児童発達支援管理責任者研修)の構成

3日間構成(1日半の講義と1日半の演習)

※受講者は、別に、障害者相談支援従事者研修(2日間)を受講

## サービス管理責任者研修

### (1)講義(9H)

#### ①共通講義(6H)

- ・障害者総合支援法とサービス管理責任者の役割
- ・サービス提供のプロセスと管理
- ・サービス提供者と関係機関の連携

#### ②分野別講義(3H)

- ・分野別のアセスメント及びモニタリングの実際

### (2)演習(10H)

- ・サービス提供プロセスの管理の実際:  
事例研究①(アセスメント)
- ・サービス提供プロセスの管理の実際:  
事例研究②(個別支援計画)
- ・サービス内容のチェックとマネジメントの実際  
(模擬会議)

## 児童発達支援管理責任者研修

### (1)講義(9H)

#### ①共通講義(6H)

- ・児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割
- ・支援提供プロセスと管理
- ・支援提供職員と関係機関の連携

#### ②分野別講義(3H)

- ・アセスメントとモニタリングの実際

### (2)演習(10H)

- ・支援提供プロセスの管理の実際:  
事例研究①(アセスメント)
- ・支援提供プロセスの管理の実際:  
事例研究②(個別支援計画)
- ・支援内容のチェックとマネジメントの実際  
(模擬会議)

# 相談支援従事者初任者研修とサービス管理責任者研修との関係

障害者相談支援従事者初任者研修カリキュラム				サービス管理責任者研修カリキュラム					
	科目		獲得目標		科目		獲得目標		
1 日目	開講式・オリエンテーション			1.5	相談支援従事者研修前半二日間を受講(左記のカリキュラム)				
	障害者の地域生活支援	講義	障害者の地域生活における人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育などの支援を理解する。		2				1.5
	障害者ケアマネジメント(概論)	講義	ケアマネジメントの目的、理論的変遷、障害者の生活ニーズの捉え方の理解を深める。						2
	相談支援における権利侵害と権利擁護	講義	ケアマネジメントプロセス全般における権利擁護の視点を理解する。						1.5
2 日目	障害者自立支援法の概要	講義	障害者自立支援法の趣旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める。	1.5	同じ研修を受講				1.5
	障害者自立支援法におけるサービス利用計画の作成	講義	障害者自立支援法におけるサービス利用計画の作成プロセスと障害福祉サービスの利用の支給決定プロセスを理解する	1.5				1.5	
	相談支援事業と相談支援専門員	講義	障害者自立支援法におけるケアマネジメントの制度化と市町村における相談支援事業の役割を理解する。	3.5				3.5	
3 日目	ケアマネジメントの展開	演習	実例を通して、アセスメント・サービス利用計画作成・社会資源の活用と調整、モニタリング、実施評価を理解する。	6	1 日目(3 日目)	開講式・オリエンテーション			
	実習ガイダンス	演習	実際の事例を選定して、ケアマネジメントプロセスを個別学習することによって、演習につなげる ※1在宅の事例を1事例選定しケアマネジメントプロセスを課外実習する。	1	講義	障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割	講義	障害者自立支援法における各事業の機能とサービス内容、サービスの質を確保するために必要なサービス管理者の基本的な役割について解説	2
					講義	サービス提供のプロセスと管理	講義	サービス提供のプロセス全体を解説するとともに、サービス管理責任者がそのプロセスにどのように係わるかを具体的に解説	2
4 日目					講義	サービス提供者と関係機関の連携	講義	実際のサービス提供現場において、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築の事例を報告(就労か地域生活の事例を通じた報告を想定)	2
	演習Ⅰ(3)	演習	課外実習で作成した各自のアセスメント表、サービス利用計画書を発表し、相互の事例の理解を深める。		2 日目	分野別のアセスメントとサービス提供の基本姿勢	演習	個別支援計画の内容を左右するアセスメントについては分野別の特殊性が大きく、また、分野によってサービスを提供する上での基本的姿勢が異なることから、分野別のアセスメント技法や特に配慮しなければならないポイントについて解説	3
	演習Ⅱ(4)	演習	模擬的なサービス担当者会議を通じて事例検討を行いケアマネジメント手法を具体的に理解する。		4 日目	初期状態の把握から個別支援計画の作成(事例研究①)	演習	分野別の事例を用いて、アセスメントによる利用者像の正確な把握から各事業のサービス内容を理解した上で、以下の点に注意しながら到達すべき目標の設定と、その実現のための個別支援計画の作成について演習する	4
	演習のまとめ	演習	発表事例の事後的・客観的評価により実習と演習の総括を行う。	3	3 日目(5 日目)	中間評価に基づく支援方針の修正と終了時評価(事例研究②)	演習	分野別の事例を用いて、サービス提供開始後の中間評価に基づく支援方針の適切な修正方法や、次のステージを想定した終了時評価のあり方について演習する	3
5 日目	地域自立支援協議会の役割と活用	講義	地域自立支援協議会の必要性と運営方法について理解する。	3		サービス内容のチェックとマネジメントの実際(模擬会議)	演習	個別支援計画の作成に係る会議をシミュレーションし、サービス管理責任者としてサービス提供者が展開する様々なサービス内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する	3
	閉講式								51
計				31.5					30.5

3日間は専門の研修を受講

# サービス管理責任者資格要件弾力化事業について

## サービス管理責任者資格要件弾力化事業の概要

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合(注)に、サービス管理責任者の資格要件のうち、実務経験年数の要件を緩和するもの。

(注:本事業を実施する構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。)

### ○ 特例を設ける趣旨について

- ・ サービス管理責任者の確保を容易にすることで、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設(新体系サービス)への移行の促進を図るもの。

### ○ 緩和の内容について

- ・ 「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第544号)において定めているサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ短縮。

### ○ 当該特区事業の認定に必要な書類について

- ・ 構造改革特別区域計画のほか、設定する特別区域内において、サービス管理者の確保が困難であり、そのために障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業等の提供が困難となっていることが認められる資料等。

### ○ 平成23年度以降について

- ・ 本事業は平成22年9月から実施しており、一定期間経過後に弊害の有無について検証する予定。  
→ 検証結果を踏まえ、全国展開等について検討。

## (2) サービス管理責任者等の業務内容 (療養介護の例)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成18年9月29日 厚生労働省令第171号)

### 第3章 療養介護

#### 第50条(従業者の員数)

- 四 サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 指定療養介護事業者ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
- イ 利用者の数が60以下 1以上
  - ロ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて 40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

○ (同)

(療養介護計画の作成等)

**第58条** 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る**個別支援計画**(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて**利用者の希望する生活や課題等の把握**(以下この章において「**アセスメント**」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、**利用者に面接**して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した**療養介護計画の原案を作成しなければならない**。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。



- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る**会議**(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を**開催**し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について**利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意**を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護**計画を利用者に交付**しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「**モニタリング**」という。)を行うとともに、**少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見なおし**を行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及び家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - 一 定期的に**利用者に面接**すること。
  - 二 定期的にモニタリングの**結果を記録**すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

○ (同)

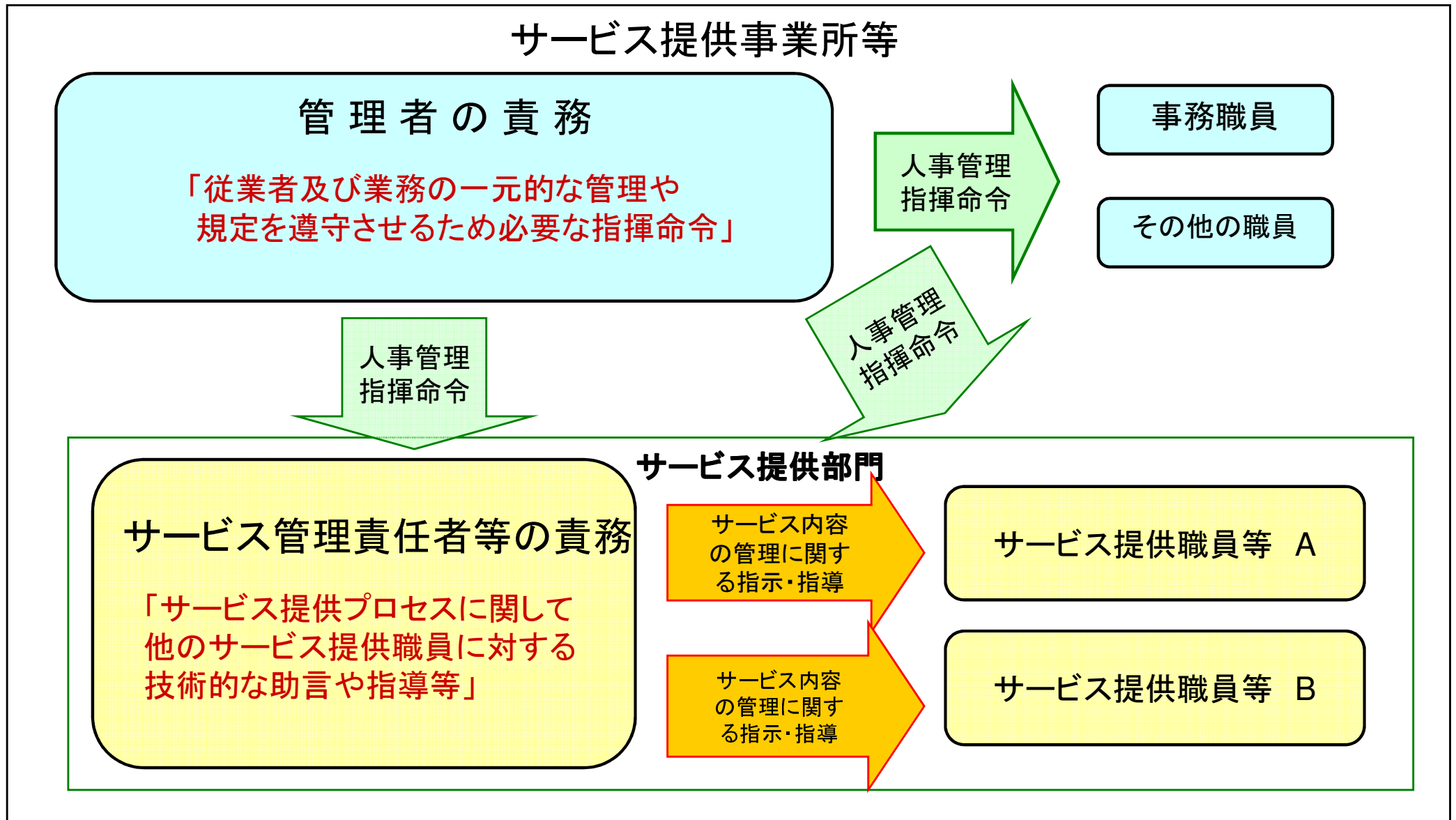
## 第59条(サービス管理責任者の責務)

サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- 3 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。

### (3) サービス管理責任者等の役割

#### 「管理者」と「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の関係イメージ



## 「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の比較 ①

### 管理者

- ①指定要件: 専従
- ②対象者像: 施設長(管理職)を想定
- ③要件:
  - ・社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者(最低基準)
- ④根拠: 社会福祉法66条
- ⑤責務: 「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」

### サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

- ①指定要件: 専従で常勤
  - ※児童発達支援センターについては「専任かつ常勤」、保育所等訪問支援については「常勤」の規定なし。
- ②対象者像: サービス提供部門の管理職又は指導的立場の職員を想定
- ③要件:
  - ・実務経験(3～10年)
  - ・サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修修了
  - ・相談支援従事者研修(講義部分)受講
- ④根拠: 総合支援法42条、児童福祉法第21条の5の17、第24条の11
- ⑤責務: 「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」

## 「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の比較 ②

### 管理者の業務内容例

- ①利用者・市町村への契約支給量報告等
- ②利用者負担額の受領及び管理
- ③介護給付費の額に係る通知等
- ④提供するサービスの質の評価と改善
- ⑤利用者・家族に対する相談及び援助
- ⑥利用者の日常生活上の適切な支援
- ⑦利用者家族との連携
- ⑧緊急時の対応、非常災害対策等
- ⑨従業者及び業務の一元的管理
- ⑩従業者に対する指揮命令
- ⑪運営規程の制定
- ⑫従業者の勤務体制の確保等
- ⑬利用定員の遵守
- ⑭衛生管理等
- ⑮利用者の身体拘束等の禁止
- ⑯地域との連携等
- ⑰記録の整備

### サービス管理責任者等の業務内容例

- ①個別支援計画の作成に関する業務
- ②利用者に対するアセスメント
- ③利用者との面接
- ④個別支援計画作成に係る会議の運営
- ⑤利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付
- ⑥個別支援計画の実施状況の把握  
(モニタリング)
- ⑦定期的なモニタリング結果の記録
- ⑧個別支援計画の変更(修正)
- ⑨支援内容に関連する関係機関との連絡調整
- ⑩サービス提供職員に対する技術的な指導と助言
- ⑪自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助

# 「相談支援専門員」・「管理者」・「サービス管理責任者等」の比較

	相談支援専門員	サービス提供事業所	
		管理者	サービス管理責任者等
指定要件	専従(支障がない場合は兼務可) ・専従→サービス提供時間帯を通じて、職員が張り付いていること。非常勤も可。	専従(支障がない場合は兼務可) ・専従 → サービス提供時間帯を通じて、職員が張り付いていること。非常勤も可。	1名以上は専任で常勤(新体系) ・専任 → 特定の業務の主たる担当者として特定されていること。 ・常勤 → 雇用形態が常勤職員として雇用されていること。(週40時間労働)
対象者像	相談支援事業所の従業者	施設長(管理職)を想定	サービス提供部門の管理職又は指導的立場の職員を想定(管理職でなくても可)
要件	実務経験(3～10年)と相談支援従事者研修(初任者又は現任)を修了した者	社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者(最低基準)	実務経験(3～10年) ・サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修修了 ・相談支援従事者研修(講義部分)受講
責務	利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活の実現のための支援、中立・公平な立場からの効率的で適切な障害福祉サービス利用のための支援等	「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」	「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生活全般に係る相談、情報提供</li> <li>②利用者に係るアセスメントの実施</li> <li>③サービス利用計画の作成と変更</li> <li>④サービス利用計画の説明と交付</li> <li>⑤サービス利用計画の実施状況等の把握及び評価等(モニタリングの実施)</li> <li>⑥サービス担当者会議等による専門的意見の聴取</li> <li>⑦障害福祉施設等との連携等</li> </ul> ※サービス利用計画の作成にあたっては、インフォーマルなサービスの利用も含め総合的な計画となるよう努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者・市町村への契約支給量報告等</li> <li>②利用者負担額の受領及び管理</li> <li>③介護給付費の額に係る通知等</li> <li>④提供するサービスの質の評価と改善</li> <li>⑤利用者・家族に対する相談及び援助</li> <li>⑥利用者の日常生活上の適切な支援</li> <li>⑦利用者家族との連携</li> <li>⑧緊急時の対応、非常災害対策等</li> <li>⑨従業者及び業務の一元的な管理</li> <li>⑩従業者に対する指揮命令</li> <li>⑪運営規程の制定</li> <li>⑫従業者の勤務体制の確保等</li> <li>⑬利用定員の遵守</li> <li>⑭衛生管理等</li> <li>⑮利用者の身体拘束等の禁止</li> <li>⑯地域との連携等</li> <li>⑰記録の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個別支援計画の作成に関する業務</li> <li>②利用者に対するアセスメント</li> <li>③利用者との面接</li> <li>④個別支援計画作成に係る会議の運営</li> <li>⑤利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付</li> <li>⑥個別支援計画の実施状況把握(モニタリング)</li> <li>⑦定期的なモニタリング結果の記録</li> <li>⑧個別支援計画の変更(修正)</li> <li>⑨支援内容に関連する関係機関との連絡調整</li> <li>⑩サービス提供職員への技術的な指導と助言</li> <li>⑪自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助</li> </ul>